

奈良県聴覚障害者支援センター管理規則をここに公布する。

平成二十三年十一月一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十四号

奈良県聴覚障害者支援センター管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県聴覚障害者支援センター条例(平成二十三年十月奈良県条例第十六号。以下「条例」という。)第三条第三項、第四条及び第六条の規定により、奈良県聴覚障害者支援センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を臨時に延長し、又は短縮することができる。

(休館日等)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 知事は、管理上必要があると認めるときは、施設の一部を休止し、又は使用を制限することができる。

(館外貸出し)

第四条 知事からセンターの聴覚障害者用の録画物及び聴覚障害者に情報を伝達するための機器(以下「録画物等」という。)の館外貸出しを受けようとする者は、利用者カードの交付を受けなければならない。

2 利用者カードの交付その他の手続に関し必要な事項は、別に定める。

3 第一項の規定による貸出しを受けた者が、この規則等に違反し、その他センターの管理運営上支障のある行為を行った場合には、知事の定める期間、センターの録画物

等の貸出しを受けることができない。

（禁止行為）

第五条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 センターの録画物等、施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失すること。
- 二 センター内の秩序を乱す行為をすること。
- 三 その他係員の指示に従わないこと。

（入館の禁止等）

第六条 知事は、前条各号のいずれかに該当する行為を行い、又はそのおそれのある者に対して、入館を禁じ、又は退館させることができる。

（録画物等の損傷等）

第七条 入館者又は録画物等の館外貸出しを受けた者は、録画物等、施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに、その旨を知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

（指定管理者の指定に係る申請書等）

第八条 条例第三条第三項の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）とする。

2 条例第三条第三項第二号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 一定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 申請の日の属する事業年度の直前三年の各事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- 四 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（指定管理者が行う管理の基準）

第九条 条例第四条の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 開館時間は、第二条第一項に定めるとおりとすること。
- 二 休館日は、第三条第一項に定めるとおりとすること。
- 三 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- 四 センターの利用者が安全かつ快適に利用できるよう適正な管理を行うこと。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項第一号及び第二号の規定にかかわ

らず、あらかじめ知事の承認を受けて、同項第一号の開館時間を臨時に延長し、若しくは短縮し、又は同項第二号の休館日以外の日に休館し、若しくは休館日に開館することができる。

3 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、施設の一部を休止し、又は使用を制限することができる。

（指定管理者に関する読替え）

第十条 条例第三条第一項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合についての第四条、第六条及び第七条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」とする。

（その他）

第十一条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為として行う申請に必要な申請書等）

2 条例附則第二項の規定に基づき、条例の施行の日前において行う指定管理者の指定の申請に必要な申請書及び書類については、第八条の規定の例による。

別記様式（第8条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

申請者 所在地
名 称
代表者氏名
連絡先

印

奈良県聴覚障害者支援センター条例第3条第3項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。